

令和元年資金決済法等改正について

—信託業法施行規則、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の改正の概要—

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室課長補佐 脇 裕 司

監督局銀行第一課課長補佐 九 本 博 延

— 目 次 —

1. 改正の背景
2. 信託財産としての暗号資産
3. 信託業法施行規則の改正
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 信託会社が暗号資産等に係る業務を始めるにあたって
 - (3) 暗号資産等の取扱いに関する制度整備
4. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の改正
 - (1) 信託兼営金融機関が営むことのできる業務
 - (2) 信託兼営金融機関に適用される規制
5. 今後について

令和元年5月31日に成立し、同年6月7日に公布された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号。以下「改正法」という。）において、暗号資産（改正法により「仮想通貨」の法令上の呼称が「暗号資産」に変更されたので、本稿でも「暗号資産」の語を使用する。）に関する制度整備が行われた。これを受け、改正法の施行に伴う政令・内閣府令等の策定作業が進められ、パブリックコメントを経て令和2年4月3日に公布され、改正法を含め、同年5月1日に施行された。

内閣府令等の策定作業においては、信託兼営金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む金融機関をいう。）及び信託会社

（信託業法第3条の免許又は第7条第1項の登録を受けた者をいう。）が暗号資産等を取り扱う際の制度整備も行われた。そこで本稿では、信託業法施行規則、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則に関する改正の概要を説明することとしたい。

なお、本稿は筆者個人の見解によるものであり、筆者の属する組織の見解を示すものではない。

1. 改正の背景⁽¹⁾

暗号資産とは、一般的に、インターネット上で電子的に移転が可能であり、法定通貨のような強制通用力は持たないものの支払・決済手段として利用されるものをいう。その移転の記録に用いられているブロックチェーン

技術の将来性については肯定的な評価が多い一方、暗号資産の将来性については様々な意見があり、その評価は未だ定まっていないともいわれている。

暗号資産の利用が進む中、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策の観点からの国際的要請や、国内で当時世界最大規模の暗号資産の交換業者が破綻したことを受け、平成29年4月、金融庁は資金決済に関する法律等を改正し、暗号資産をその支払・決済手段としての性格に着目して法令上定義した上で、法定通貨との交換等を業として行う事業者に対して登録制を導入し、それに基づく利用者保護のためのルールや本人確認義務等を措置した。

他方で、そうした暗号資産交換業に係る制度整備を行った後も、外部からの不正アクセスにより事業者が管理する顧客の暗号資産が外部に流出する事案が複数発生したほか、当局の立入検査の結果、多くの業者において内部管理態勢等の不備が把握された。加えて、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が投機の対象となっているとの指摘もなされたほか、暗号資産を用いた証拠金取引や資金調達等の新たな取引類型が登場する動きも見られた。

こうした状況を受け金融庁は、暗号資産交換業等を巡る諸問題に対する制度的な対応について「仮想通貨交換業等に関する研究会」において検討を進め、平成30年12月21日に公表した報告書⁽²⁾の提言内容を踏まえ、今般の制度整備を行うに至ったものである。

2. 信託財産としての暗号資産

そもそも暗号資産は信託財産として信託す

ることが可能なのか。

その可否を判断するにあたっては、信託財産となるための要件の該当性を検討する必要があるところ、信託法第2条第3項の趣旨に照らせば、その要件は次の4つであると考えられる。

- ア. 金銭的価値に見積もることができるものであること
- イ. 積極財産であること
- ウ. 委託者から移転等のできるものであること
- エ. 特定可能なものであること

資金決済に関する法律に規定する暗号資産の定義⁽³⁾を踏まえると、暗号資産は、有償の取引である購入及び売却の対象となることが前提となるものであるから、金銭的価値に見積もることができるもの（上記アの要件）であり、かつ、積極財産である（上記イの要件）と考えられ、実際にも暗号資産を対象とした売買は盛んに行われている。

同様に、購入及び売却の対象として特定でき、電子情報処理組織を用いて（その保有者から第三者に対して）移転することができるものが資金決済に関する法律上の暗号資産として定義付けられている以上、財産として特定できないものや委託者から移転等のできないものはそもそも暗号資産に該当しない。したがって、こうした事実上の排他的支配可能性を有する暗号資産については、基本的には、信託法上の信託財産の要件としての特定可能性及び移転可能性を有するものと考えられる（上記ウ、エの要件）。

以上のことから、資金決済に関する法律上の定義及び暗号資産の取引実態等に照らすと、暗号資産は、その私法上の位置付けが明らかでないとしても、信託財産となるための

要件を満たしており、一般論としては、資金決済に関する法律上の暗号資産について、信託財産として信託することは可能と考える。

3. 信託業法施行規則の改正

(1) 基本的考え方

今般の信託業法施行規則の改正にあたっては、信託会社が暗号資産等を信託財産として受託する行為態様は暗号資産の管理⁽⁴⁾に係る業務に類似する⁽⁵⁾ことから、暗号資産交換業者に課される規制のうち必要部分を信託会社に措置し、また、後述するが、金融商品取引業者に課される行為規制のうち業態横断的規制として扱うものは信託会社にも措置する等、各規制間のアービトラージが生じない規制体系とすることを基本的な考え方としている⁽⁶⁾。

(2) 信託会社が暗号資産等に係る業務を始めるにあたって

信託会社は、その免許又は登録を受けるにあたり業務方法書を作成し、引受けを行う信託財産の種類や信託財産の管理又は処分の方法等を規定しておく必要があるところ、当局によるモニタリングの必要性から、信託会社が暗号資産又は電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱うときは、業務方法書に新規種類として追記を行い、当局の認可（信託業法第3条の免許を受けた者の場合）又は届出（信託業法第7条第1項の登録を受けた者の場合）にかからしめることとした（信託業法施行規則第6条第1項第11・12号。以下、法令名なきものは信託業法施行規則の条文を指す。）。なお、暗号資産については、その細目として取り扱う暗号資産の種類を特定する必

要がある。

ここで、電子記録移転有価証券表示権利等について説明したい。電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものをいうとされる⁽⁷⁾。今般の金融商品取引業等に関する内閣府令の改正にあたり新設された用語であるが、電子情報処理組織を用いて移転することができる点でその取引・管理態様が暗号資産に類似すること、業態横断的規制として金融商品取引業者等が電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う場合の制度整備が行われたことから、信託業法施行規則においても、暗号資産に関する制度整備に加え、電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに関する行為規制等の整備を行うこととしたものである。

(3) 暗号資産等の取扱いに関する制度整備

今般の信託業法施行規則改正においては、必要な制度整備を行うにあたり、「暗号資産等の信託」との概念を創設している。

「暗号資産等の信託」とは、「信託財産の管理又は処分において、暗号資産及び暗号資産関連有価証券を含む財産の信託並びに暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託」をいうと定義した（第30条の18第2号）。この概念は、暗号資産現物の信託のみならず、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項）の信託、暗号資産関連デリバティブ（同令第123条第1項第35号）についても信託会社又は顧客が暗号資産現物を取り扱う可能性が生じ得ることか

ら、必要な行為規制等を講じる必要があることに鑑み、包括的な概念としたものである。

なお、信託業法は、「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるもの」を「特定信託契約」として、金融商品取引法の規定を準用し、業態横断的規制をかけることとしている（信託業法第24条の2）。ここで、暗号資産等の信託が特定信託契約に該当するかについてであるが、信託業法施行規則第30条の2第1項各号に該当しない暗号資産等の信託は、特定信託契約として扱われることとなる。例えば、委託者等のみの指図により暗号資産等の管理又は処分を行う信託契約については、同項第4号⁽⁸⁾に該当することから特定信託契約としては扱われない。さらにいえば、暗号資産は資金決済に関する法律上「財産的価値」とされていることから、同項第5号⁽⁹⁾に規定する「物又は権利」ではなく、したがって第5号に該当せず、他の各号に該当しない限りは特定信託契約として扱うこととなる。特定信託契約に係る行為規制は業態横断的規制として金融商品取引法の規定を準用していることから、金融商品取引法の体系において追加された行為規制は、原則として、信託業法の体系においても同様に措置することとなる。

① 広告や勧誘等の規制

暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約に係る行為規制として、広告等に係る規制（第30条の16、第30条の18、第30条の19）及び禁止行為（第30条の26第4・5号）を措置した。

顧客の判断に影響を及ぼす重要事項として

の表示が義務付けられる事項（第30条の18）については、暗号資産は本邦通貨又は外国通貨でないこと、暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができることを表示する必要があることとした。

さらに、暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する特定信託契約に関し、誇大広告をしてはならない事項（第30条の20）として、暗号資産等の性質や保有・移転の仕組みに関する事項等を措置している。

② 契約締結前交付書面の記載事項

信託会社が特定信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、信託の目的の概要や損失の危険に関する事項等の諸事項を記載した書面を交付しなければならないところ、当該特定信託契約が電子記録移転有価証券表示権利等に関するものである場合にあっては、当該電子記録移転有価証券表示権利等の概要その他当該電子記録移転有価証券表示権利等の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項を記載することとした（第30条の23第1項第13号）。これは、契約締結前交付書面の交付義務が特定信託契約の締結に課されることに鑑み、信託業法第24条の2が準用する金融商品取引法第37条の3第1項第7号を受けた金融商品取引業等に関する内閣府令第83条第1項第7号との平仄を取るものである。

なお、資金決済に関する法律においては契約締結前交付書面の概念がないことから、規制の段差を設けないよう、電子記録移転有価証券表示権利等に係る記載のみを求めることとして、暗号資産に係る記載については求め

ないこととしている。

③ 信託契約締結時の交付書面の記載事項

信託会社が信託契約による信託の引受けを行ったときは、遅滞なく、委託者に対し法定の記載事項を明らかにした書面を交付しなければならないところ（信託業法第26条第1項）、当該記載事項として、暗号資産等の信託にあっては、暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと、暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときはその旨及びその理由、暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること、取り扱う暗号資産の概要及び特性等の記載を求めるとした（第33条第1項第5号）。

なお、信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うとき、あらかじめ、当該交付書面の一部の記載事項を委託者に対し説明しなければならないとされており（信託業法第25条）、上記記載事項も当該説明の対象となることに留意されたい。

さらに、これらの規制は信託業法が準用する金融商品取引法に基づくものではないため、上記②と異なり、特定信託契約の締結の場面に限られない点に留意されたい。すなわち、管理型信託（信託業法第2条第3項各号）の場合にも信託業法施行規則第33条第1項第5号の事項を記載した書面の交付及び説明義務が求められることとなる。

④ 信託財産状況報告書の記載事項

受託する信託財産に関し、当該信託財産の計算期間ごとに受益者に交付することとされる信託財産状況報告書について、信託会社の

アカウントビリティ、受益者の保護の観点から、計算期間中における暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の売買総数、売買総額、期中の増減等につき記載を求めるとした（第37条第1項第8・9号）。

⑤ 分別管理

信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理方法について、原則として次のように管理することを求めるとした（第39条第3・4項）。

ア. 信託会社が自己で管理する場合は、信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体に記録して管理する方法（いわゆるコールドウォレットにより管理する方法）その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法による。

イ. 信託会社が第三者をして管理させる場合は、信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託会社が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法による。

なお、いずれの場合においても、信託財産に属する財産と信託会社の固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない（第39条第1項）。

上記の例外として、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む

信託業の状況に照らし、上記以外の方法（いわゆるホットウォレット等が想定される）で管理することが必要な最小限度の暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等については、上記ア.又はイ.によらずとも許容される。

この場合、暗号資産については、金額ベースで、信託財産に属する暗号資産の100分の5を上限とする必要があるとともに、同じ種類及び数量の暗号資産（以下「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有する必要がある。履行保証暗号資産の管理方法は、上記ア.又はイ.と同様に行う必要があるうえ、次の場合に応じ、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理する必要がある。

- ・ 信託会社が自己で管理する履行保証暗号資産の場合、履行保証暗号資産と信託財産に属する暗号資産、他の信託の信託財産に属する暗号資産及び履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態（履行保証暗号資産の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法
- ・ 信託会社が第三者をして管理させる履行保証暗号資産の場合、当該第三者において、当該履行保証暗号資産とそれ以外の暗号資産とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

一方、電子記録移転有価証券表示権利等については、どの程度を「最小限度」として例外的に取り扱えるかの基準は信託業法施行規則では規定されていない。この点、電子記録移転有価証券表示権利等には様々な権利が表

象される可能性があり、その流通性も多様であることから、一義的に「最小限度」の範囲を定めることは困難である。そこで、信託会社等に関する総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）3-5-1-(6)②（注1）において、“電子記録移転有価証券表示権利等の表象する権利等の内容やその流通性を踏まえ、個別に検討する必要がある”と規定しつつも、一定の解釈指針を示すため、例示として、以下のような場合には、秘密鍵等をホットウォレット等に記録して管理することは認められない旨を明示することとした。

- ・ 電子記録移転有価証券表示権利等に表象される権利が法人の議決権等の共益権を含む等、流出した場合に金銭的補償のみによって投資者の損害を回復することが困難である場合
- ・ 権利等の移転にかかる合意と同時に決済が執行されない等、秘密鍵等をインターネットに接続している電子機器等に記録して管理する必要性が低い場合

その他、暗号資産の分別管理に関しては、監督指針3-5-1(5)③において監督上の留意事項を記載しているので、合わせて確認されたい⁽¹⁰⁾。

⑥ 体制整備

信託会社が暗号資産等の信託を行う場合について、以下の体制整備を講じる必要がある（第40条第9項）。

- ・ 暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置（第40条第9項

第1号)

- ・ 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置（第40条第9項第3号）

信託業法施行規則第40条第9項第1・3号は必ずしも流出リスクのみに着目した規定ではないものの、過去の流出事案等に鑑みれば、流出リスクは暗号資産に関する主要なリスクの一つといえる。そこで、監督上、これらの規定を解釈する際には、流出リスクに着目すべき旨を監督指針3-5-1(5)④において規定することとした。具体的には、経営陣の認識・関与、流出リスクの特定・評価、流出リスクの低減、流出時の対応につき留意点を記載しているのを、参照されたい。

- ・ 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置（第40条第9項第2号）

暗号資産の仕組み、想定される用途、流通状況等の特性は様々であり、その特性によって、顧客の保護や信託業務の適正かつ確実な遂行等に必要とされる水準は異なる。そこで、いわゆる不適切な暗号資産を取り扱わないための措置として、監督指針3-5-1(5)①では、以下のような点に留意すべき旨を規定している。

- イ. 新たな暗号資産の取扱いを開始するにあたっては、暗号資産の取扱いにより生じ得るリスク（以下「取扱リスク」という。）を特定・評価し、顧客保護及び業務の適正

かつ確実な遂行の確保の観点から、当該暗号資産の取扱いの可否を的確に審査する態勢を整備しているか。

- ロ. 既に取り扱っている暗号資産に関し、定期的に取り扱リスクの内容を見直した上で、必要に応じて、当該暗号資産の取扱い可否を改めて審査することとしているか。

- ハ. 暗号資産を新たに取り扱う又は廃止する場合には、当該暗号資産の取扱いに係る審査結果を踏まえ、取締役会の承認を得るなど組織的に決定しているか。

- ニ. 暗号資産の取扱いの適否を審査する部門は、営業部門から独立させた上で、専門的知見を有する人材を配置するなど、取扱リスクを適切に検証できる体制を整備しているか。

- ・ 信託会社が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託会社に関する重要な情報であって顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置（第40条第9項第4号）

暗号資産等の信託を行う信託会社は、暗号資産等の取引等に係る情報を入手し得る立場であることから、いわゆる暗号資産関係情報の適切な管理が義務付けられている。上記措置の監督上の着眼点として、監督指針3-5-1(5)⑤では、以下のような点に留意すべき旨を規定している。

- イ. 社内規則等において、暗号資産関係情報に該当し得る情報の類型や範囲を定めているか。
- ロ. 暗号資産関係情報を管理する独立性の高い部門を設置の上、当該部門が暗号資産関係情報を適切に管理するための体制が講じられているか。
- ハ. 役職員が暗号資産関係情報を取得した場合に、業務上必要な範囲を超えて暗号資産関係情報を利用し、又は当該暗号資産関係情報が第三者に伝達されることを防止する体制が講じられているか。

上記の諸事項と合わせて、信託会社は、暗号資産等の流出時の対応方針の策定・公表が求められる（第40条第10項）。すなわち、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、信託業法第28条第3項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産、電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針を策定・公表し、かつ、実施するための措置を講じるものとした。

当該方針の規定事項としては、当該債務の履行の方法、当該債務の履行の時期、当該債務の履行の方法が金銭による場合には弁済額の算定の基準日及び方法が考えられる（監督指針3-5-1(5)⑥）。

⑦ 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧

信託会社は、事業年度ごとに、(i)事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない（信託業法第33条）、また、(ii)業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない（信託業法第34条）。

(i)については、信託業法施行規則の別紙様式により作成することとされており、国内の信託会社の場合、別紙様式第10号を用いることになっている。同様式では、「(9) 業務の状況」において、各信託の残高や収支等についての記載が求められているところ、今般の改正を踏まえ、当該別紙様式についても改正を検討している⁽¹¹⁾。

(ii)については、国内の信託会社の場合、信託業法施行規則第43条第1項に記載事項が列挙されているところ、暗号資産の取扱い状況に係る記載事項を追加することとした。また、当該説明書類の一部は信託業法施行規則の別紙様式第14号にて記載内容が定められているところ（第43条第1項第2号ハ(1)）、今般の改正を踏まえ、当該別紙様式についても改正を検討している。

4. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の改正

(1) 信託兼営金融機関が営むことのできる業務

銀行等の金融機関は、内閣総理大臣の認可を受けて信託業務を営むことができる（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項）ところ、今般の改正において、信託兼営金融機関が営むことのできる業務の除外

規定として、「信託財産の管理又は処分において暗号資産を含む財産の信託及び暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託」を規定した（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項第6号）。これにより、信託兼営金融機関は、暗号資産を信託財産として受託することや、信託財産を暗号資産で運用すること、暗号資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第35号）を行うことは、その業務の範囲外となる。また、銀行及び銀行持株会社の子会社である信託専門会社の業務範囲も信託兼営金融機関の業務範囲に限定されているため、同様にその業務の範囲外となる（銀行法第16条の2第1項第6号、第52条の23第1項第5号）。さらにいえば、銀行及び銀行持株会社の子法人等、関連法人等である信託会社の業務範囲も同様であるし（主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3（注1）、V-3-3-1(3)①）、銀行及び銀行持株会社が基準議決権数（銀行であれば合算5%、銀行持株会社であれば合算15%）を超えて国内の信託会社の議決権を取得する場合も同様である（銀行法第16条の4第1項、第52条の24第1項）。結論として、いわゆる銀行グループに属する信託会社は、「信託財産の管理又は処分において暗号資産を含む財産の信託及び暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託」を行うことができない点に留意する必要がある。

その考え方であるが、信託兼営金融機関が暗号資産を受託財産とする信託業務を営む場合のリスクとして、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクや、暗号資産の管理等に係るシステムリスクの他、これらのリスクが顕在化した場合のレピュテーション・リ

スク等が想起されるところ、仮にこれらのリスクが顕在化した場合、信託勘定に留まらず、信託銀行等の固有業務への影響も考えられる。こうした点を踏まえ、信託兼営金融機関が暗号資産を受託財産とする信託業務を営むことは適当ではないとしたものである⁽¹²⁾。

さらに暗号資産関連デリバティブ取引についても、一般に、金融機関がデリバティブ取引を行う目的は、金融機関自身の運用益の獲得又は金融機関自身の運用リスクのヘッジ等が考えられるところ、先に述べたように、信託兼営金融機関が暗号資産を受託財産とする信託業務を営むことは適当ではないとしたことから暗号資産関連デリバティブ取引を行う必要性に乏しい。また、「仮想通貨交換業等に関する研究会」の報告書においても、“暗号資産デリバティブ取引については、積極的な社会的意義を見出し難い”旨が述べられている。さらに、近時の暗号資産のボラティリティを考慮すれば、信託兼営金融機関が暗号資産関連デリバティブ取引を行う相当性も認められない。かかる状況の下、信託兼営金融機関において、信託財産の管理又は処分において暗号資産関連デリバティブ取引を行うことを認めないこととした⁽¹³⁾。

(2) 信託兼営金融機関に適用される規制

(1)に述べたとおり、信託兼営金融機関は、暗号資産、暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱わないこととしたことから、基本的に、先に述べた信託会社に適用される規制等から、信託兼営金融機関が取り扱うことのできない業務に係る規制等を除いたものを措置している。したがって、改正の詳細を重ねて述べることは割愛するが、信託兼営金融機関が電子記録移転有価証券表示権利等の引受け

を行う場合は、業務の種類及び方法書に係る事項を記載し、内閣総理大臣の認可を受ける必要があることに留意されたい（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第3条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第4条第2項）。

5. 今後について

以上に述べた改正は、令和2年5月1日に施行された。当該施行の前後におけるコロナ禍の中で暗号資産の価格が大きく変動する等の動きが見られたところ、今後とも、暗号資産等を巡る環境変化等を注視し、必要な検討が行われることが望ましいと考える。

【注】

- (1) 金融庁広報誌アクセス FSA No.201 (<https://www.fsa.go.jp/access/31/201.pdf>) に掲載しているので参照されたい。
- (2) <https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221.html>
- (3) 第2条第5項 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。
 - 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
 - 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することがで

きるもの

- (4) 資金決済に関する法律第2条第7項第4号
- (5) 令和2年4月3日に公表されたパブリックコメントにおいて、「信託会社が信託契約に基づき暗号資産交換業者との間で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行う場合には、当該信託会社の行為は、基本的には、暗号資産交換業に該当しない」ことが明確化されている。
- (6) 暗号資産交換業者に関する内閣府令、金融商品取引業等に関する内閣府令、信託業法施行規則の各改正条項を並べると、法令体系による多少の差異はあるものの、今般の改正において類似の制度整備が行われていることが見て取れるであろう。
- (7) 金融商品取引法第29条の2第1項第8号、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号、第6条の3
- (8) 信託業法第2条第3項各号のいずれかに該当する信託に係る信託契約。
- (9) 信託財産のうち金銭、有価証券、為替手形及び約束手形（有価証券に該当するものを除く。）以外の物又は権利であるものの管理又は処分を行うことを目的とする信託に係る信託契約（前号に掲げるものを除く。）。
- (10) 暗号資産交換業者は、暗号資産の分別管理の状況について公認会計士等の監査を受ける義務がある（資金決済に関する法律第63条の11第3項）が、信託会社に同様の義務は課されない点で差異がある。
- (11) 外国信託会社は別紙様式第10号の2、自己信託会社は別紙様式第10号の3、承認事業者は別紙様式第10号の4により事業報告書を作成するが、これらについても同様である。
- (12) この考え方は銀行自身についても当然に当てはまるものであるから、銀行の付随業務や子会社の業務として暗号資産交換業を行うことは、基本的には許容されていない。
- (13) 銀行自身についても同様、今般の改正において、銀行が行うことのできるデリバティブ取引の対象から、暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係る取引を除くこととしている（銀行法施行規則第13条の2の2第2号）。

（わき・ゆうじ、くもと・ひろのぶ）